

令和2年4月17日

## 滝川本店レストラン及び札幌エリアレストランの臨時休業について

この度の新型コロナウイルスの感染拡大により4月8日には政府が「緊急事態宣言」を発令し、これを受けて東京都などによる「緊急事態措置」が実施され、東京エリア並びに東京営業所を4月8日から当面の間、臨時休業としたところですが、北海道も「緊急事態宣言」の対象区域に追加されたことから、滝川本店レストラン並びに札幌エリアレストラン部門を下記の通り臨時休業とすることとしました。

### 記

#### 1. 臨時休業する店舗

- ① 本店（但し、ジンギスカン肉及び土産物等物販部門は継続営業）
- ② 札幌駅前店
- ③ 札幌大通南1条店
- ④ 札幌すすきの4・2店
- ⑤ 札幌北19条東店（但し、ジンギスカン肉等物販部門は継続営業）
- ⑥ 札幌北24条店
- ⑦ 札幌琴似店
- ⑧ 札幌宮の森店

#### 2. 臨時休業期間

4月18日から当面の間

#### 3. その他

- ① MOP 札幌北広島は商業施設の規定に準ずる
- ② 新千歳空港店は商業施設の規定に準ずる。なお、フードコート店は当面臨時休業とし新千歳空港店のみの営業とする。

以上